

# エネルギーコスト削減促進ツール普及事業委託業務 仕様書(案)

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行うエネルギーコスト削減促進ツール普及事業に関する業務を委託するに当たり、その業務内容等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和5年度エネルギーコスト削減促進ツール普及事業委託業務

## 2 目的

県内中小企業が自らエネルギーコスト削減に取り組むことができるよう、自社のエネルギーコストを最適化するためのツールを開発し、県内金融機関等と連携してツールの普及を図り、省エネ設備等の導入が促進されることを目的とする。

## 3 実施場所

長野県

## 4 実施期間

委託契約の締結日から令和6年2月28日までとする。

## 5 業務内容

受託者は(1)から(5)の業務を行う。

### (1) エネルギーコスト削減促進ツールの制作

エネルギーコスト削減促進ツール（以下「ツール」という。）は、シミュレーション部、中小企業エネルギーコスト削減助成金データ部（以下、「データ部」という。）、マニュアル部及びその他の部から形成され、以下の項目を全て満たすものであること。

#### ア ツールについて

- ① ツールは、マニュアル部を除き、利用者が容易に活用できる程度の汎用性を有するソフト（Microsoft Excel 等）を用いて構築されていること。ただし、ツールの普及に資するもので、県産業労働部経営・創業支援課（以下、「県担当課」という。）が認める場合はこの限りではない。
- ② ツールは、原則として県担当課が指定するホームページから利用者がパソコン等の電子機器でダウンロード又は表示して利用できるものであること。
- ③ 利用に当たっての注意事項及び設備更新前の推奨事項をツール上で明示すること。
- ④ ツールは公開するものであるため、中小企業エネルギーコスト削減助成金に係る個別の企業情報又は設備に関する個別の情報を含むものでないこと。
- ⑤ ツールに使用するデータは、その出典をツール上で明示すること。
- ⑥ ツール上で自動計算を行う場合は、その計算式をツール上で明示すること。
- ⑦ ツールは、利用者が入力時に行う作業が容易であり、入力補助及び入力例が表示されることが望ましい。
- ⑧ ツールは、利用者の拡張性に配慮すること。
- ⑨ ツールは、ユニバーサルデザインに配慮した表示内容にすること。

## イ シミュレーション部

- ① 導入設備の設備種別、耐用年数、設備投資額、資金調達先、総借入額、年返済額、返済期間及び年支払利率等の設備に関する内容を表示するものであること。
- ② 利用企業が行う設備導入後のエネルギーコスト削減額が5事業年度以上で算出できるものであり、設備投資の資金回収期間を表示するものであること。
- ③ 利用企業の財務分析を行う部分は、経済産業省のローカルベンチマークを使用し、設備投資による財務の健全性を表示するものであること。
- ④ 利用企業のエネルギーコスト及びエネルギー起源二酸化炭素削減量を算出できるものであること。
- ⑤ ②、③及び④の計算結果を別の1つのシートにまとめ、投資判断に資する表示があること。
- ⑥ ③又は④を用いた将来の収益計画、炭素生産性及び炭素生産性向上割合を算出及び表示できるものであること。この表示は国又は県の様式を用いても構わない。

## ウ データ部等

- ① 中小企業エネルギーコスト削減助成金における産業分類別及び売上規模別のエネルギーコストの平均値を表示し、利用企業のエネルギーコストと比較できるようにすること。
- ② 中小企業エネルギーコスト削減助成金における設備投資額別の実績件数、エネルギーコスト削減額及び、エネルギー起源二酸化炭素排出削減量の平均値が表示され、設備導入の参考となるものであること。この表示は設備種別ごと及び産業分類ごとにグラフで表すなど視覚で理解できるようにすること。
- ③ マニュアル部は、図、表及びイラストを用いることにより利用者にツールの利用方法を分かりやすく説明したものであること。
- ④ その他の部は事業の目的達成に資するものであること。

### (2) ツール試用版の評価及び修正

以下の項目を全て満たすものであること。

- ① ツール試用版は、事前に県担当課の承諾を得て公開及び県内金融機関等に配布すること。  
配布する県内金融機関等は県担当課と協議の上、決定すること。
- ② 評価の方法は、ツールの表示内容及び利用方法に関するアンケート調査又は個別ヒアリングによるものであること。
- ③ 評価結果及び修正した方がよい事項は、県担当課に文書で提出し、修正の承諾を得ること。
- ④ 県担当課で修正した方がよいと判断した事項は、受託者との協議の上、修正を行うこと。

### (3) ツール完成版の制作

ツール完成版は、実施期間満了までの使用可能なデータを用いたものとする。

### (4) ツールの普及

ツール普及に寄与する実施事項を提案する。(説明会の実施、動画の配信等)

### (5) 委託完了時の報告物

- ① 実績報告書(委託契約書 様式第1号)
- ② ツール完成版の電子データ

## 6 業務の適正な実施に関する事項

- ① 本業務に当たっては、長野県個人情報保護条例、長野県情報セキュリティポリシー及び各種法令等遵守すること。

② セキュリティの確保には細心の注意を払うこと。

## 7 スケジュール

受託者は、概ね以下のスケジュールで必要な業務を実施することとする。ただし、事前に県担当課の承諾を得た場合はこの限りではない。

時期	内容
令和5年6月上旬	【県】 公募型プロポーザル実施公告
令和5年7月下旬	【県・受託者】 受託者決定・契約
令和5年8月から9月	【受託者】 ツール試用版の制作 【県】 5 (2) ①ツール試用版の承諾
令和5年10月から11月	【受託者】 5 (2)②ツール試用版の公開及び評価の実施
令和5年12月	【受託者】 5 (2)③評価結果等の県担当課への提出 【県】 5 (2)③修正の承諾及び④修正希望の協議
令和6年1月から2月中旬 令和6年3月上旬	【受託者】 ツールの修正及び完成版の制作 【受託者】 委託業務完了及び報告書等の納品 【県】 完了検査

## 8 委託上限額

本事業の委託額の上限は、12,569,000円（税込）とする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、その都度県担当課と協議することとする。